

2 千葉県立茂原高等学校校則

第1章 総 則

- 第1条 この校則は、県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、千葉県立茂原高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 学校の課程、学科、及び生徒定員は、県立高等学校管理規則別表のとおりとする。
- 第3条 通学区域は、公立高等学校通学区域に関する規則（昭和49年千葉県教育委員会規則第9号）の定めるところによる。

第2章 学年学期及び休業日

- 第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学年を分けて次の3学期とする。
- 第1学期 4月1日から7月31日まで
第2学期 8月1日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで
- 第5条 休業日は、次のとおりとする。
- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - 2 日曜日及び土曜日
 - 3 県民の日（6月15日）
 - 4 学年始め休業日（4月1日から4月5日まで）
 - 5 夏季休業日（7月21日から8月31日まで）
 - 6 冬季休業日（12月24日から翌年1月6日まで）
 - 7 学年末休業日（3月25日から3月31日まで）
 - 8 臨時休業日（入学学力検査実施日及び必要に応じ校長が定める日）

第3章 教育課程及び成績評価等

- 第6条 教育課程は別表のとおりとする。
- 第7条 教科・科目及び特別活動の指導時間数（以下「授業時数」という）及び授業時間表は別に定める。
- 第8条 学校の定める指導計画に従って受けた授業時数が学年の授業時数の3分の2以上の生徒について、科目及び総合的な学習の時間の履修を認定する。ただし、特別の事由がある場合には、別に定めるところにより、補講その他適切な指導を実施し、その時数を授業時数に算入することができる。
- 第8条の2 前条の規定により履修を認定された科目及び総合的な学習の時間のねらいから見て満足できると認められる生徒について、学年末に単位を修得したことを認定する。
- 2 単位の修得を認定した者が必要がある者に対しては、請求に応じて、単位修得証明書又は成績証明書を交付する。
- 第9条 学年において修得したことを認定された単位数が別に定める規定に満たない者、その他進級させることが教育上不適当である者は、原学年に留め置くものとする。
- 第10条 所定の全課程を修了したと認めた生徒については、卒業を認定する。
- 2 卒業を認定した生徒に対しては卒業証書を授与する。
- 第11条 卒業又は修了を認定する時期は3月とする。ただし、留学した生徒にあっては卒業に必要な単位の修得を認定された時点とする。

第4章 入学及び退学等

- 第12条 学校に入学（他の高等学校からの転入学を除く。以下同じ）することのできる者は中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当するものとする。
- 1 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - 2 文部科学大臣の指定（昭和23年文部省告示第58号）した者
 - 3 校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - 4 中等教育学校前期課程を修了した者
- 第13条 第一学年の途中又は第二学年以上に編入学することのできる者は、相当年齢に達し、校長が該当学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。
- 2 前項による認定を行うに当たっては、当該学年に在学する者に相当する程度の学力検査を行わなければならない。
- 第14条 入学又は他の高等学校から転入学を志願することのできる者は、第3条に規定する通学区域内に居住する者及び入学又は転入学後通学区域内に居住する者とする
- 第15条 入学志願者は、所定の入学願書を出身（在籍）中学校長等を経由して、校長に提出しなければならない。
- 第16条 入学許可の時期は学年始めとする。
- 第17条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から7日以内に保証人と連署した誓約書を校長に提出しなければならない。
- 第18条 病気その他やむをえない事由により、引き続き7日以上欠席した生徒は、すみやかに欠席届（第1号様式）を校長に提出しなければならない。欠席が病気による場合は、医師の証明を添えなければならない。
- 第19条 病気その他やむを得ない事由のため、三月以上出席することができない生徒は、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、休学願（第6号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 休学の期間は、三月以上一年以内とする。ただし、校長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。
- 第20条 休学の許可を受けた後三月までにその事由がなくなったときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え休学取消願（第7号様式）を校長に提出しなければならない
- 第21条 休学中の生徒が、その事由がなくなったことにより復学しようとするときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、復学願（第8号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、休学の許可を受けた後三月までの間は、復学を願い出ることにはできない
- 2 休学期間の満了後一月を経過して、復学又は退学の手続きをしない生徒については、退学を命ずることができる。
- 第22条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、入学許可証明書等留学を証するに足る書類を添え、留学願（第2号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により許可を受けて留学した生徒は、留学が終了したときは、留学終了届（第3号様式）を校長に提出しなければならない。
 - 3 許可を受けて留学した生徒が、外国の高等学校で履修した単位の認定を希望する場合は、単位修得証明書等外国の高等学校における履修を証するに足る書類を添え、単位認定願（第4号様式）を校長に提出しなければならない。
 - 4 許可を受けて留学した生徒が、留学の期間を変更しようとする時は、変更を証するに足る書類等を添え、留学変更願（第5号様式）を校長に提出しなければならない。
- 第23条 他の高等学校へ転学を志望する生徒は、転学願（第9号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 他の高等学校から転入学を志願する者は転入学願（第10号様式）を在学証明書及び成績証明書を添えて、校長に提出しなければならない。
 - 3 転入学を許可された生徒については、第17条の規定を準用する。

- 第 24 条 退学しようとする生徒は、退学願（第 1 1 号様式）を校長に提出しなければならない。
- 第 25 条 退学した者が、退学後 2 年以内に再び入学を願い出た時は、事由により、入学学力検査を行うことなく、退学当時の課程の原学年以下の学年に入学を許可することができる。
- 2 前項の規定により再入学を許可された生徒については、第 17 条の規定を準用する。
- 第 26 条 生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。
- (1) 忌引
- (2) 学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 19 条の規定による出席停止
- (3) 暴風，こう水，火災その他の非常変災による事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか，校長が必要と認める場合
- 2 前項の規定により欠席の取扱いをしない日数は，(1) にあつては父母について 7 日，祖父母又は兄弟姉妹について 3 日，曾祖父母・伯叔父母について 1 日とし，(2) から (4) までに掲げるものにあつては，その都度必要と認められる日数とする。
- 3 忌引により欠席した生徒は，忌引届（第 1 2 号様式）を校長に提出しなければならない。

第 5 章 保護者及び保証人

- 第 27 条 保護者は，生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者）とする。ただし，成年に達した生徒に対しては，これに準ずるものとする。
- 第 28 条 保証人は，独立の生計を営む成年者で，学校に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から，保護者が選定するものとする。
- 第 29 条 校長は，保証人が適当でないと認めたときは，これを変更させるものとする。
- 第 30 条 保護者は，本人，保証人又は生徒が転居又は氏名変更をした場合には，すみやかに校長に届け出なければならない。
- 第 31 条 生徒の保護者又は保証人が変更したときは，改めて誓約書を提出しなければならない。

第 6 章 授業料及び入学料等

- 第 32 条 授業料，入学料及び入学検査料の額及び納入の時期等は，使用料及び手数料条例（昭和 3 1 年千葉県条例第 6 号）による。
- 第 33 条 留学又は休学を許可された生徒の授業料は，留学又は休学許可のあつた翌月分から留学又は休学期間満了の前月分まで徴収しないものとする。この場合において，留学又は休学を許可された日が月の初日に当るとき，及び留学又は休学期間満了の日が月の末日に当るときは，当該月分の授業料は徴収しない。
- 第 34 条 他の県立高等学校へ転学する生徒は，転学する月分の授業料を納入しなければならない。
- 2 他の県立高校から転入学した生徒については，転入学の日が月の初日の場合を除き転入学を許可された月分の授業料は徴収しない。
- 第 35 条 授業料を滞納中の生徒に対して出席を停止することができる。
- 2 授業料の滞納が三月をこえる生徒に対しては退学を命ずることができる。
- 第 36 条 災害その他，特別の理由により，授業料の減免を申請しようとする生徒は，所定の授業料減免申請書を校長に提出しなければならない。

第7章 賞 罰 等

- 第 37 条 学業，人物その他について優秀な生徒に対しては，別に定めるところにより，表彰するものとする。
- 第 38 条 教育上必要がある生徒に対しては，別に定めるところにより，懲戒処分を行うものとする。
- 2 懲戒処分は，退学，停学及び訓告とする。
- 第 39 条 校舎及び校有物を毀損し，又は亡失した生徒に対しては，別に定めるところによりその全部又は一部を弁償させるものとする。

第8章 雑 則

- 第 40 条 生徒が校長に提出する文書はすべて担任教員を経由しなければならない。
- 第 41 条 この校則施行上必要な細則並びに生徒の管理及び指導等に関する規程は，校長が別に定めるところによる。

附 則

この校則は昭和 33 年 4 月 1 日から適用する。

昭和 58 年 4 月 1 日一部改訂
平成 2 年 12 月 12 日一部改訂
平成 7 年 4 月 1 日一部改訂
平成 9 年 12 月 12 日一部改訂
平成 26 年 3 月 20 日一部改訂